

# 危機管理マニュアル

(保護者用)

保存版

府中市立府中第十小学校

令和5年3月 改訂版

## 1 保護者の方に知っていただきたいこと

- ① このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということを御理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。
- ② 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、配信されます一斉メールの配信不能、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。御家庭でも災害状況から判断される適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な「児童の命を守る」ということを考えての対応をお願いいたします。緊急時の本マニュアルが有効に運用されるためには、全保護者の皆様の協力が不可欠です。
- ③ 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建ての住宅の場合は、近隣の住民との連携、集合住宅の場合、オートロック式の入り口の問題等も含め、保護者不在の家庭の児童の安全をどのように図っていくか、校外委員会で、地区・ブロック単位で防災対策について話し合い、決定事項に関しては周知徹底をよろしく願いいたします。
- ④ 災害はいつ起きてもおかしくありません。  
《児童が登下校中の場合》
  - ア、建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するように、日頃から注意を促しておきましょう。
  - イ、登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
    - 安全に気をつけて、登下校する。
    - 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求める。  
《児童が家庭にいる場合》
  - ア、自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。
- ⑤ 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。
  - ア、仕事を常勤されている保護者の場合、低学年（1年～3年）は学童保育及び放課後子ども教室（けやきッズ）との連携を密にしてください。学童保育と小学校は管轄が違いますので、学校に学童保育の対応を問い合わせてもわかりません。学童保育の方へ連絡、確認をお願いします。
  - イ、学童に通っていない児童、高学年の児童の保護者が災害時不在の場合、地域内、保護者間で児童の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。

ウ、家庭内で、家具の転倒防止、家の中に安全スペース（落下物や倒壊物がない場所）をつくるなどして防災対策を徹底してください。

エ、児童が下校した時に保護者が不在の場合、不安になってしまいます。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策を話し合ってください。保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。

⑥ 一斉メールに登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどをスマート連絡帳で流すことになります。スマート連絡帳への登録をいただきますようお願いいたします。

また、スマート連絡帳が受信できなくなった場合は、速やかに副校長まで連絡ください。

## 「特別警報」が発表されたら・・・

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

気象庁は、これまで大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た地域は、数十年に一度しかないような非常に危険な状態にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

※登校前・下校後に特別警報が発令された場合・・・家庭での対応をお願いします。

※在校中に特別警報が発令された場合・・・学校で対応します。基本的には、解除されるまで、学校でお子様をお預かりします。

家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。地域の防災訓練に親子で参加するなど、家庭内で防災意識を高めてください。

災害によっては学校が安全地域でない事態もあります。学校の判断・決定を御理解いただいた上で、家庭・地域で話し合いをしてください。

学校と協力し合い、児童全員の安全を守っていきましょう。

## 2 災害時の学校側の対応

### (1) 台風接近等の対応について

① 登校時に関わること・・・登校に関して、事前に判断し、手紙、スマート連絡帳等で連絡します。下記事項の確認をして、対応をお願いします。

◎午前7時現在で、府中市に特別警報及び暴風警報が発令されている場合は、休校となります。

◎午前7時現在で、府中市の特別警報及び暴風警報が解除された場合は、平常授業となります。但し、前日より交通機関の計画運休が予定されていた場合には、前日に学校がお知らせした時刻に登校となります。

◎「計画運休」によって、登校時刻が変わることもあります。

② 下校時に関わること・・・随時、スマート連絡帳、ホームページ等で連絡します。

ア、下校時に特別警報または暴風警報が発令されている場合には、児童を学校に待機させます。特別警報及び暴風警報がいつまでも解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）につきましても、随時、発信します。

イ、下校時に特別警報または暴風警報が解除されている場合でも、台風の予想進路や速度などの状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合、また大雨等の影響による道路の冠水により、車道・側断溝との区別が付きにくいなど、安全に歩けない状況にある時には、学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いします。また、安全に歩いて帰ることができると判断した場合でも、一斉集団下校（※1）を実施することがあります。その場合も連絡します。

ウ、状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。その場合にも、随時連絡をします。

③ 翌日に関わること・・・学校より通知にて、翌日の対応について連絡します。

※テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>で「府中市」の警報・注意報の発令を確認してください。

※1

一斉集団下校・・・高学年児童の班長を中心に速やかに下校できるよう、指導をしていきます。つきましては、一斉下校になる連絡を受け取った保護者の方は、児童の集団下校の引率や見守りの協力をお願いします。

## (2) 強い勢力を伴った台風が接近した場合

令和元年東日本台風（台風 19 号）クラスの台風が接近し、気象庁が厳重な警戒を呼び掛けた場合、府中市は最も早い場合で台風接近の 3 日前に災害対策本部を設置し、1 日前までに避難所の設置を決定します。

その場合、避難所となる崖線上の学校、浸水が想定される崖線下の本校含め、全市立学校が、**休校**となります。

学校再開については、状況から学校ごとに判断し、スマート連絡帳で連絡します。

## (3) 警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、東京地方も準警戒地区に指定されます。本校におきましても、警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、以下の対応について御理解と御協力をお願いいたします。

①警戒宣言は、市役所からのサイレン（3回連呼）や消防車、パトカーのサイレンなどで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。なお、学校からは、警戒宣言の発令に関する連絡は行いません。

② 午前 6 時現在発令の場合は休校になります。（その後に解除されても休校です。）

③ 登校前に発令された場合にも、休校になります。

④ 児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、原則として授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業になります。発令直後に保護者・家族への引き渡しを行いますので、お子様を引き取りに御来校ください。

⑤ 児童を引き渡す際には、学校に保管している「緊急連絡カード」をもとに、カードに記入されている保護者・家族の方に、帰宅先を確認してから、児童を引き渡します。

※引き取りのない児童については、引き取りの方が来られるまで、学校で保護します。

⑥ 警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の広報等によって情報を得るようになしてください。解除後の授業再開の時期については、下記の通りです。

○午前 7 時現在で解除されている場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平常通りの授業を行います。

○午前7時以降に解除された場合・・・・・・・・・・当日休校とします。

#### (4) 府中市で大規模の地震（震度5弱以上）が発生した場合

##### ① 児童が在籍していた場合

ア 原則として、特別警報発令中は学校待機、帰宅可能な場合には、保護者・家族への引き渡しとなります。スマート連絡帳、ホームページなどにより連絡します。

イ 保護者・家族が引き取りに来るまで、学校で責任をもって御子様を保護いたします。

##### ② 児童が校外（遠足等）にいた場合（基本的に1と同じです）

ア 児童の安否を確認後、学校から災害伝言ダイヤル171、スマート連絡帳、ホームページ等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせいたします。（電話は不通になることが予測されます。）

イ 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者・家族への引き渡しを実施します。帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します（回線可能な場合には、災害伝言ダイヤル171やスマート連絡帳、ホームページ等でお知らせします。帰校が困難な場合には、現地まで迎えにきていただくことも考えられます）。

#### ※ 児童が登下校中の場合

日頃より、登下校中に大地震が発生した場合のお子様の対応について、御家庭で話し合い、徹底しておいてください。

（例）各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、地震発生状況に応じて判断できるようにしておく。

・学校に行く      ・家庭に帰る      ・近隣の〇〇への避難      ・その他

#### (5) 全国瞬時警報システム（Jアラート）が通知された場合

##### ① 児童が在籍していた場合

ア 原則として校内に引き留めます。特に問題がない場合は通常の活動に戻します。

イ 状況の悪化が予想される場合は保護者への引き渡しを実施することもあります。

② 児童が、遠足等で校外にいた場合 (3) と同じです。

③ 児童が登校前の場合

通知の内容を確認し、安全が確保できないと判断した場合は、登校を見合わせてください。その後の対応については、スマート連絡帳等で連絡します。

◎以上のお示ししました対応につきましては、現在考えられる基本的な対応です。緊急突発的な災害等が生じた場合には、より適正な方法を考え実施いたします。

## (6) 不審者が現れた場合

原則として全国瞬時警報システム(Jアラート)が通知された場合と同じ対応をいたします。

## 3 保護者の方々へのお願い

### (1) 緊急連絡カードについて

本校では、大規模地震が発生した時、警戒宣言が発令された時、または大きな事故や事件が生じた時等は、保護者への引き渡しを行います。引き渡しの際には、スマート連絡帳にて連絡しますが、連絡が届かなくても引き取りにいらしてください。特に府中市で大規模の地震(震度5弱以上)が発生した場合と、警戒宣言が発令された場合には、完全引き渡し(保護者・家族にだけ引き渡す)になります。

引き渡しの際には、「緊急連絡カード」をもとに、児童を引き渡します。

そのため、毎年「緊急連絡カード」を提出していただきます。2年生以上は昨年度分を赤で訂正してください。1年生は必要事項を記入の上、担任まで提出してください。カードの提出は指定された日までにお問い合わせください。

※警察・教育委員会・運送会社・PTA等を名乗り、名簿の聞き出しを行おうとする事件が多発しています。このような問い合わせには絶対に応じないでください。  
聞き出しは夕方、一人で留守番している児童をねらい、あたかも知り合いのように名前で呼びかけて、聞き出そうとすることもあります。